

只木ゼミ春合宿第1問検察レジュメ(反対尋問)

文責:1班

1. 「Ⅱ. 学説の検討」について 弁護側は1頁25行目で「本問は稀な事例であり例外的な修正を設ける必要性は低い」と指摘しているが、事例が稀であれば不当な帰結になっても仕方がないという理解でいいのか。
5
2. 「Ⅱ. 学説の検討」について、弁護側は合法則的条件説(E説)について「経験則が重要ではあるが…(中略)…人によって差があると思われる不明確な基準で判断を下す点に問題がある」としているが、本説の批判にあたるか疑問である。なぜならば、本説は科学法則と共に科学法則に明白に矛盾しない限度で経験則を採用するのであり、まったくの自由に経験則を適用するものではないからである。この指摘に対し、弁護側はどう考えるか。
10
3. むしろ問題となるのは、1つの結果について2つの原因を認めていいのではないか、という点である。「あれなければこれなし」という条件公式では、1つの結果に対し同時に他の2つ以上の原因がある場合、必然的に因果関係は認められないことになる。それにも関わらず、必要条件的に因果関係を捉えるのはどのような理由からか。
15
4. 「Ⅱ. 学説の検討」について、条件公式説によれば、二人が半分ずつ毒を支給したことにより死の結果が発生した場合、重疊的因果関係として両者に因果関係が肯定されるのに対し、2人とも致死量の毒を入れた場合、どちらも因果関係が否定されるのは、比較して不合理であるように思える。弁護側はどう考えるか。
20